

沖縄県立真和志高等学校 いじめ防止対策基本方針

平成26年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「生徒等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、全生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的にいじめ防止のための体制を確立する。

教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかに創造していくかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。また、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。全職員が、「いじめはどの生徒にも、どこの学校でも起こりうる」と認識し、それぞれの役割と責任を自覚して取り組む必要がある。それぞれが生徒一人一人の変化を敏感に察知し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応し、さらに関係機関や地域の力も積極的に活用して問題の解決に当たる。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
- いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得る。
- 加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応するのではなく、常に生徒全員に注意を注ぎ、生徒全員を対象として取り組む。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携して取り組む。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を定める。

教育相談・いじめ防止対策委員会

1 職務内容

- (1) 個別支援についての具体的な取組に関すること
- (2) 生徒の悩み相談に関すること
- (3) 教育相談に関すること
- (4) スクールカウンセラーや外部関係機関との連携に関すること
- (5) いじめの防止に関すること
- (6) いじめが発生した際の対応

2 構成委員

- (1) 校長
- (2) 教頭(委員長)
- (3) 教育相談係
- (4) 養護教諭
- (5) 関係職員(年次主任、HR担任、生徒指導主任等、部活動顧問等)
- (6) 必要な場合には公平性・中立性を保つために、県教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、スクールカウンセラー、就学支援員等の参加を図る。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にも、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(「HYPER Q-Uテスト」、「心の安全チェック」等の活用)

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判

断しにくい形で行われるケースも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

（「HYPER Q-Uテスト」、「心の安全チェック」等の活用）

（3）早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

（4）再発防止

いじめは再発しやすいことを認識し、早々に解決したと判断せず、継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止対策等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域、関係機関等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについてを、教育相談・いじめ防止対策委員会において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。